

平成 27 年度 特定共同指導・共同指導（歯科）における主な指摘事項

1 診療録等の記載

- ・診療録第 1 面の歯式、終了、転帰又は傷病名の記載がない。
- ・診療録第 2 面の症状、所見、処置内容又は治療方針等の記載がない。
- ・診療録に不適切な記載を行っている。
（例：診療行為の手順と異なる記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、現在使用されていない略称の使用、ぬりつぶし・修正液・修正テープによる訂正、同一行への複数項目に係る内容の記載、判読困難な記載、鉛筆による記載）
- ・歯科技工指示書への設計、使用材料又は技工所の所在地等の記載がない。

2 基本診療料等

○ 歯科初診料・再診料等

- ・学校検診後の受診であるにもかかわらず歯科初診料を算定している。
- ・診療録に歯科診療が困難であった状況に係る記載がないにもかかわらず、歯科診療特別対応加算を算定している。

3 医学管理等

○ 歯科疾患管理料

- ・管理計画書の写しを診療録に添付していない。
- ・管理計画書を患者に提供しない月において、管理内容の要点を診療録に記載していない。
- ・管理計画書の写しに患者又はその家族が記入する歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況、生活習慣の改善目標、口腔内の状態、口腔内の状態の改善状況及び歯科疾患と全身の健康との関係を記載していない又は記載が乏しい。

○ 周術期口腔機能管理計画策定料

- ・管理計画を策定していない。

○ 周術期口腔機能管理料

- ・管理報告書の内容の診療録への記載がない又は写しの添付がない。

○ 歯科衛生実地指導料

- ・提供文書の写しを診療録に添付していない。

○ 歯科特定疾患療養管理料

- ・診療録に患者の症状、治療計画、指導内容又は治療内容を記載していない。

○ 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- ・腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載していない。

○ 診療情報提供料（I）

- ・紹介元医療機関への診療結果の報告又は紹介文書への返事に対して算定している。

○ 新製有床義歯管理料

- ・提供文書に、欠損の状態及び指導内容等の要点を記載していない。
- ・提供文書の写しを診療録に添付していない。

○ **肺血栓塞栓症予防管理料**

- ・関係学会が示す標準的な管理方法を踏まえたリスク評価を行っていない。
- ・医学管理の具体的な内容を診療録に記載していない。

4 検査

- ・電氣的根管長測定検査、細菌簡易培養検査、平行測定又は顎運動関連検査の結果を診療録に記載していない。
- ・6歯以上のブリッジについて平行測定に用いた模型を紛失している。
- ・術前の画一的ないわゆるセット検査を行っている。

5 画像診断

- ・歯科エックス線撮影・歯科パノラマ断層撮影について所見を診療録に記載をしていない。
- ・歯科エックス線撮影について必要な部位が撮影されていない。
- ・歯科エックス線撮影・歯科パノラマ断層撮影について画像が不鮮明で診断が困難である。
- ・歯科エックス線撮影について撮影後のフィルムを紛失している。
- ・歯科エックス線撮影の枚数を誤算定している。
- ・届出された専ら画像診断を行う歯科医師以外の者が読影したものについて、画像診断管理加算を算定している。

6 投薬

- ・適応外投薬を行っている。
(例：胃潰瘍・十二指腸潰瘍を適応症とする薬剤の投与等)
- ・医科診療科で実施すべき投薬を行っている。
(例：点眼液、虚血性心疾患治療薬等)
- ・抗生物質の長期漫然投与を行っている。
- ・鎮痛剤の重複投与を行っている。

7 リハビリテーション

○ **脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）**

- ・対象患者ではないものに対して算定している。

○ **摂食機能療法**

- ・開始及び終了時刻の記載が画一的である。
- ・実施計画の要点に係る診療録への記載がない。

○ **歯科口腔リハビリテーション料1**

- ・診療録に調整部位に係る記載がない。

8 歯周治療

○ 診断等

- ・「歯周病の診断と治療に関する指針」を参考としていない歯周治療を行っている。
- ・歯周治療と並行した歯科医学的に不適切な補綴治療を行っている。
- ・歯周基本治療後に歯周病治癒の確認のための歯周病検査を行わずに、歯周病治療を終了している。

○ 歯周病検査

- ・歯周病検査において、歯の動揺度、プロービング時の出血の有無又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査が適切に行われていない。(歯周基本検査、歯周精密検査、混合歯列期歯周病検査)
- ・臨床所見、画像診断等から判断して、検査結果に妥当性を欠く歯周病検査を行っている。(歯周基本検査・歯周精密検査)

○ 歯周治療

- ・検査結果等から判断して必要性のないスケーリング・ルートプレーニングを算定している。
- ・同一部位に対する2回目以降の歯周基本治療に係る費用を本来算定すべき点数と異なる点数で算定している。

9 処置等

○ う蝕処置

- ・使用した保険医療材料名及び処置内容等の診療録への記載がない。

○ 咬合調整

- ・診療録に歯冠形態の修正が必要である理由及び歯冠形態の修正箇所を記載していない。

○ 加圧根管充填処置

- ・気密な根管充填を行っていない。

○ 歯科ドレーン法

- ・持続的（能動的）な吸引を行っていない。

○ 歯周基本治療処置

- ・薬剤を用いた場合に、当該薬剤名を診療録に記載していない。

○ 床副子調整

- ・診療録に調整部位、調整方法の記載がない。

○ 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ・歯根の長さの3分の1未満のポストの除去について根管内ポストを有する鋳造体の除去を算定している。

○ 暫間固定

- ・エナメルボンドシステムによる暫間固定に対して装着料・装着材料料を算定している。

10 手術

- **抜歯手術（難抜歯・埋伏歯）**
 - ・難抜歯について、歯根肥大又は骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない又は行ったことが診療録に記載されていない。
- **歯根嚢胞摘出術**
 - ・画像診断等から明らかに嚢胞の大きさが歯冠大でないものについて歯冠大のものを算定している。
- **口腔内消炎手術、歯周外科手術**
 - ・診療録に症状及び手術内容の要点に関する記載がない。
- **固定用内副子（スクリュー）**
 - ・使用本数を誤って算定している。

11 歯冠修復及び欠損補綴

- **補綴時診断料**
 - ・診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計の記載がない。
- **クラウン・ブリッジ維持管理料**
 - ・患者に提供した文書の写しが診療録に添付されていない。
- **歯冠形成**
 - ・生活歯歯冠形成ののち実施された抜歯後の失活歯歯冠形成を算定している。
- **ブリッジ**
 - ・歯の欠損状況、支台歯数等から判断して、「ブリッジについての考え方 2007」に即した設計になっていない。
- **有床義歯**
 - ・残根歯に対して根面被覆処置を行わなかった場合の診療録への記載がない。
- **有床義歯修理**
 - ・診療録に破折部位、修理内容等の記載がない。

12 歯科矯正

- **歯科矯正管理料**
 - ・文書を提供していない又は診療録に患者又はその家族に提供した文章の要点の記載がない。
- **顎口腔機能診断料**
 - ・届出された専任の常勤歯科医師以外の歯科医師が顎口腔機能診断を行っている。
 - ・診療録に記載がない。

13 保険外併用療養

- ・特別療養環境室の使用について、患者からの同意書を入院後に徴取している。

14 保険外診療

- ・保険診療から保険外診療へ移行した場合において診療録に移行した旨の記載がない。
- ・保険外診療に係る診療録を作成していない。

- ・ 保険外診療とすべき画像診断や手術等を誤って保険診療で算定している。
（例：矯正治療の前処置としての智歯抜歯）
- ・ 保険診療の各区分の所定点数に含まれ、別に徴収することができない費用について別に保険外診療として請求している。

15 請求事務等

- ・ 診療録と診療報酬明細書で診療内容、部位、所定点数又は合計点数が一致していない。
- ・ 届出事項の変更に係る届出の遅延等や揭示の不備がある。
- ・ 一部負担金の未収及び返金に関する管理が不十分である。（管理簿を作成していない。納入督促を行っていない。）
- ・ 被保険者証のコピーを保有している。